

事務連絡
令和元年8月14日

各都道府県及び指定都市
都市計画主務部局 御中

国土交通省都市局都市計画課

都市計画法施行規則の一部改正について（情報提供）

平素より、都市計画行政の運用にご尽力いただき、感謝申し上げます。

都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項のあり方については、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において「他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する」とこととされた（別紙1参照）ことを受け、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「規則」という。）の改正を行いました（別紙2参照）。

つきましては、内容についてご了知の上、引き続き円滑かつ適正な都市計画制度の運用を行っていただくようお願いします。

併せて、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（指定都市を除く。）に対して、本通知を周知願います。

記

1. 概要

規則第13条第3号及び第13条の2第2号において定めている軽易な変更、「他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隅切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更」を追加する。

2. 施行日

令和元年8月14日